

名古屋柳城女子大学 履修規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、名古屋柳城女子大学学則第 8 章に規定する教育課程の履修に関し必要な事項を定める。

(授業科目)

第 2 条 授業科目は、こども学部においては教養教育課程、専門教育課程に分けて開設し、授業科目、単位数、配当年次については、学則別表第 1 に示すとおりとする。

2 前項の科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目に分ける。

第 3 条 前条に定める授業科目のほか、学則第 24 条及び 25 条の規定に基づき、教育上有益と認めるときは、他の大学等の授業科目を履修することができる。

(教職課程)

第 4 条 教職員免許状の所要資格を得ようとする学生のために、こども学部に教職課程を置く。

2 前項の資格を得ようとする学生は、教育職員免許法及び同法施行規則の定めるところに従い、所定の授業科目を履修し、必要単位を修得しなければならない。

(資格等の課程)

第 5 条 保育士資格を得ようとする学生のために、こども学部に児童福祉法及び同法施行規則並びに指定保育士養成施設の指定及び運営の基準に定める教育課程を置く。

2 前項の資格を得ようとする学生は、児童福祉法及び同法施行規則並びに指定保育士養成施設の指定及び運営の基準の定めるところに従い、所定の授業科目を履修し、必要単位を修得しなければならない。

(学修成果の評価)

第 6 条 学業成績を総合的に判断する指標として Grade Point Average (以下「GPA」という。)を用いる。

2 GPA の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

(卒業の要件)

(卒業の要件)

第 7 条 学生は、4 年以上在学し、学則別表第 1 に示す授業科目から、全ての必修科目を含み、教養教育課程から 32 単位以上、専門教育課程から 92 単位以上、合計 124 単位以上を修得するものとする。

2 卒業に必要な修得単位数は、次のとおりとする。

科目区分		必修	選択必修	選択	計
教養教育課程	基幹科目	8 単位	—	—	32 単位以上
	教養科目	—	10 単位以上		
	外国語科目	—	6 単位以上		
	キャリア支援科目	2 単位			
	ICT・研究支援科目	6 単位	—		
専門教育課程	専門基幹科目	10 単位	—	33 単位以上	92 単位以上
	専門発展科目	18 単位	3 単位以上 ¹⁾ 6 単位以上 ²⁾ (計 9 単位以上)		
	専門技能科目	—	—		
	専門実習科目	—	—		
	専門演習・研究科目	22 単位	—		
合 計		124 単位以上			

1) 次の授業科目より 3 単位以上

「幼児と健康」「幼児と人間関係」「幼児と言葉」「幼児と環境」「幼児と表現」

2) 次の授業科目より 6 単位以上

「保育内容指導演法 総論」「保育内容指導演法 健康」「保育内容指導演法 人間関係」「保育内容指導演法 言葉」「保育内容指導演法 環境」「保育内容指導演法 表現」

(授業時間数)

第 8 条 授業時間は、1 日 5 時制限とし、別に定める時間のおりとする。

2 授業時間は、1 時限を 90 分とし、授業科目の単位の算定にあたってはこれを 2 時間とみなす。

(授業科目と単位数)

第 9 条 授業科目と単位数は、学則第 23 条の定めるところによる。

2 1 単位当たりの学修時間は、次の基準による。

授業の形態	授業における学修時間	授業外における学修時間	1 単位当たりの学修時間計
講義・演習	15 時間	30 時間	
	30 時間	15 時間	
実験・実習・ 実技	30 時間	15 時間	
	45 時間	0 時間	

3 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合は、前項に規定する基準を考慮し学長が定める授業の時間をもって 1 単位とする。

(履修方法)

第 10 条 授業科目は、配当された年次において履修するものとする。ただし、配当年

次以上の年次において履修することを妨げない。

2 すでに単位を修得した授業科目は重ねて履修できない。

(編入学生の履修方法に関する特例)

第 11 条 編入学生については、編入した年次の学科学生に該当する履修規程及び教育課程を適用する。

(単位互換協定に基づく他大学の授業科目の履修)

第 11 条の 2 次の各号の単位互換協定に基づき、他大学において開講する授業科目を履修することができる。

(1) 愛知学長懇話会における単位互換に関する包括協定 (3 年次以上の学生対象)

(2) 名古屋柳城短期大学との単位互換協定

2 前項の規定による履修は、各大学が定める履修条件に従うものとする。

3 第 1 項の規定による履修をもって修得した単位は、所定の条件を満たすことにより、本学学則第 24 条に基づき、本学において修得した単位とみなすことができる。

(高大連携科目)

第 11 条の 3 本学と連携協定を締結した高等学校等の生徒は、高大連携科目を履修することができる。

2 高大連携科目の履修により修得した単位は、所定の条件を満たすことにより、卒業要件単位数に含めることができる。

(履修登録)

第 12 条 学生は、学年の始めの定められた期間に、履修しようとする授業科目を登録するものとする。

2 履修登録をしていない授業科目は、成績評価及び単位認定を行わない。

3 履修登録後、所定の期間に限り、履修登録の変更及び取消をすることができる。定められた期間以外での変更は原則として認めない。

4 一部授業科目について、授業の形態や教室の設備等により、履修者数の制限を設けることがある。この場合、抽選等の方法で受講者を選定する。

5 一部授業科目について、前提となる科目の単位修得を履修の条件として設定することができる。

6 一部授業科目について、履修者に求められる成績水準を、GPA を用いて設定することがある。

(実習科目の履修要件)

第 13 条 実習科目の履修要件は別に定める。

(履修科目登録単位数の上限)

第 14 条 学生の適切な学修時間を確保するため、各学期に履修科目として登録するこ

とができる単位数は、原則として24単位を上限とする。

2 前項に規定する上限単位数には、不定期に開設する授業科目の単位を含まないものとする。

3 年度末の累積 GPA が 3.0 以上の場合は、原則として翌年度の履修登録単位数の上限を4単位相当引き上げる。

4 編入学による学生、その他学長が相当の理由があると認めた者は、第1項の規定を適用しない。

(授業の不開講)

第15条 卒業・資格に関わる必修科目を除き、履修登録者数が3名以下の場合は、原則開講しない。

(単位の認定)

第16条 単位は、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格と判定された場合に認定する。

(合格判定基準)

第17条 合否判定基準は、次の基準による。

成績	評価基準	評価
S	100点～90点	合格
A	89点～80点	
B	79点～70点	
C	69点～60点	
D	59点～0点	不合格

2 S評価は成績上位10%程度を目安とする。

3 原則としてGPA値1.5以上を卒業判定の基準として用いる。

(試験の方法)

第18条 試験は、学期又は学年の終わりに行う。ただし、必要がある場合には、随時に試験を行うことができる。

2 試験は、授業の方法に応じて、筆記、口述、レポート、実技、実習等、適切な方法により行う。

(受験資格)

第19条 次の各号の一に該当する場合は、受験資格を失う。

- (1) 当該授業科目の欠課が授業時間数の3分の1を超えたとき
- (2) 学納金が未納のとき

(定期試験)

第20条 定期試験は、次の各号により行う。

- (1) 試験時間は、原則として一授業科目 60 分とする。
- (2) 試験開始後 20 分を経過した入室は認めない。
- (3) 試験開始後 30 分を経過するまで退室を認めない。
- (4) 受験するときは、学生証を所持しなければならない。

(追試験)

第 21 条 試験当日、次に掲げる事由により受験が不可能になった者は、当該試験終了後 1 週間以内に所定の願い出により、追試験を受けることができる。

- (1) 天災地変で受験不可能となったとき
- (2) 公共交通機関の不通又は遅延で受験不可能となったとき
- (3) 病気・事故・怪我で受験不可能となったとき
- (4) 公欠として認められる理由による場合又は認められたとき
- (5) その他学長が認めたとき

2 追試験の評価は、第 17 条の基準による。

3 願い出に不備はあるが、やむを得ないと判断した者の合格した科目の評価は、「C」(60 点) とする。

(再試験)

第 22 条 定期試験において、不合格と判断された授業科目がある場合は、所定の願い出により、再試験を受けることができる。

- 2 再試験により合格した科目の評価は、「C」(60 点) とする。
- 3 定められた期間内に手続きを完了していない者の受験は認めない。
- 4 追試験及び再試験は、大学が指定する日時及び方法により、1 回に限り実施する。
- 5 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項の各号の一に該当し受験不可能となった者について、学長が相当の理由があると認めた場合は、追試験・再試験を別の日に実施することができる。

(不正行為)

第 23 条 受験者が不正行為を行った場合は、当該科目を不合格とする。また、それ以降の受験資格を無効とする。

(成績不振の学生に対する学修指導)

第 24 条 病気その他やむを得ない事情がないにもかかわらず、学修状況が著しく不良の者には、成績不振の学修指導を行う。

2 学期ごとの修得単位が 10 単位未満、かつ累積 GPA が 1.0 未満の学生については、保護者を交えて指導を行い、学修意欲が認められない場合は、退学勧告を行うことがある。ただし、病気その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

(再履修)

第 25 条 前期又は前年度までに単位を修得できなかった授業科目について、後期又は

後年度において再び履修して単位を修得することができる。

(卒業論文の提出)

第 26 条 卒業論文は、指定された期日までに教務課へ提出しなければならない。

2 提出された卒業論文は、別に定める方法で審査に付し、成績評価を行う。

(9 月卒業)

第 27 条 9 月末日において、所定の在学期間を満たし、第 7 条に定める卒業に必要な修得単位数の要件を満たした者は、9 月に卒業することができる。

2 前項により 9 月に卒業を希望する者は、所定の期日までに教務課へ願い出なければならない。

附則 この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。